



広報

ながわ

選挙特集号

6月16日
平成17年
(2005年)

町制施行50周年

編集・発行 猪名川町 企画部 広報コミュニティ課
〒666-0202 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255
ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

6月16日に告示・7月3日に投票



開票所での開票作業の様子

任期満了に伴う兵庫県知事選挙は、6月16日に告示され、投票日は、7月3日(日)です。あなたの意見を県政に反映させるための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票し、あなたの貴重な一票を生かしましょう。

投票のできる人

投票のできる人は、昭和60年7月4日(含む)までに生まれ、平成17年3月15日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。
なお、平成17年3月16日以降に県内市町間で住所を異動された人は、前住所地で投票することになります。この場合、「引き続き県内居住証明書」を提示し、前住所地で投票してください。同証明書は、あらかじめいずれかの市区町の住民担当課(市民課)に申し出て、交付を受けてください。

投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者と地理的な要因などによって決められており、町内14カ所に設置します。(裏面一覧表のとおり)
また、投票入場券を郵送していただきますので、投票日当日、あるいは期日前投票時にご持参ください。なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。
投票日までに入場券が手元に届かないときは、お問い合わせください。

選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は、新聞折り込みで配布します。新聞を購読されていないご家庭には郵送します。6月29日までに届かないときは、ご連絡ください。
また、役場窓口、日生・六瀬住民センター、生涯学習センターにも備えていますのでご利用ください。

期日前投票

平成15年12月より公職選挙法の一部が改正され、従来の不在者投票は「期日前投票」に移行

兵庫県知事選挙

なほ、他府県へ転出された場合や、平成17年3月16日以降に2回以上県内の他の市町に住所を異動した場合は、投票できません。

不在者投票

従来の不在者投票は原則として期日前投票に移行されましたが、遠隔地投票(名簿登録地の市区町村以外の市区町村で投票)や郵便等投票、指定施設



郵便等による不在者投票

この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで

病院などでの不在者投票

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどに

(病院、老人ホームなど)における不在者投票は従来どおり行われます。また、投票日当日に選挙資格があつても、期日前投票日にはまだ選挙資格がない人は、従来の不在者投票になりません。不在者投票記載場所および開設日時は、期日前投票と同じです。

これら制度を利用するためには、事前に選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。(左記参照)
すでに郵便等投票証明書の交付を受けている人には、投票用紙等請求書を郵送しますので、遅くとも6月29日までに投票用紙の請求をしてください。(6月30日以降の請求は法によりできません)

郵便等による不在者投票制度って?

郵便等による不在者投票制度とは、身体に重度の障害があつたり、介護を必要とされる方で、投票日当日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。

郵便等による不在者投票のできる人

介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、下表に当てはまり、自筆による投票が可能な人は郵便等による不在者投票をすることができます。

代理記載制度

自筆での投票ができない人は、代理人による記載ができます。

上記の障害などに当てはまることに加えて身体障害者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」または戦傷病者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」と記載されている人は、事前に届け出を行った代理人の記載により投票することができます。

郵便等投票証明書の申請・代理記載人の届出

郵便等による不在者投票制度をご利用いただくには、あらかじめ郵便等投票証明書の発行を受ける必要があります。申請書に必要な事項を記入し、障害または要介護の程度を証明するものとあわせて、選挙管理委員会に提出してください。また、代理記載の方法による投票を行うには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ届出が必要です。これらの制度を希望される方は、お早めに手続きをしてください。

障害・要介護を証明するものおよびその部位	障害・要介護の程度	
介護保険の被保険者証	要介護5	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	特別項症から第3項症

問合せ

町選挙管理委員会事務局
(総務課内)
766-8708

開票

開票は、投票日当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内および町ホームページで発表します。(ホームページアドレスは、上部に記載) また、「点字投票」制度もありますので、係員にお申し出ください。

代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名が記入できない人には、選挙期日における投票所および期日前投票所において、係員が代筆する「代理投票」制度があります。